

検討骨子＜参考＞（案）

「1 - 1 避難所における要援護者用窓口の設置」関係

＜参考＞

風水害時においては、避難準備（要援護者避難）情報等を基に要援護者の確実な避難を実施することが重要となっているが、「多数の見知らぬ人の中では生活できない」（知的・精神障害者）「避難所では身動きができない」（視覚障害者、車椅子使用者）等の理由から、避難所への避難を拒否する要援護者も依然として存在する。地震発生後においても、同様の理由から、倒壊の恐れのある家屋内で生活する要援護者もみられる。

さらに、本検討会では、避難所内で毛布、食料等について早いもの勝ちとなってしまうため、要援護者に行き渡らない状況となっていることや、このように結果的に不公平な状況を調整できる者が不在であることが問題としてあげられた。一方、在宅の要援護者に対する支援については、介護職員等が不十分なため、ある在宅の要援護者が数日間支援を受けられなかった例も報告されている。

要援護者は、新しい環境での適応能力が不十分であるため、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能となり、結果的に要援護者本人やその家族、避難支援者、そして要援護者班の負担が軽減されることとなる。要援護者の支援に役立つ「ちょっとした工夫・支援」としては、次のようなものがあげられる。

情報伝達

全般： 要援護者本人に容易な言葉でゆっくり、はっきり話すこと、 家族、避難支援者等への確実な伝達 等

聴覚障害者： 文字や絵を組み合わせた筆談での伝達、 身振りとともに、正面から口を大きく動かして話すこと、 掲示板への掲示・広報誌の配布 等

視覚障害者： 要援護者用窓口、トイレ等の場所の教示（メンタルマップのイメージ支援）

スペースの改善

全般： 和室、空調設備のある部屋の提供、 畳、カーペット等の設置、 間仕切り等によるプライバシーへの配慮、 おむつ交換場所の確保、 要援護者用窓口やトイレに近接した場所の提供 等

肢体不自由者： 段差解消、階段のないスペースの提供

知的・精神障害者： 専用の小部屋の確保（同室内での互助が期待される）

乳幼児： 授乳室の確保、防音・衛生面での配慮

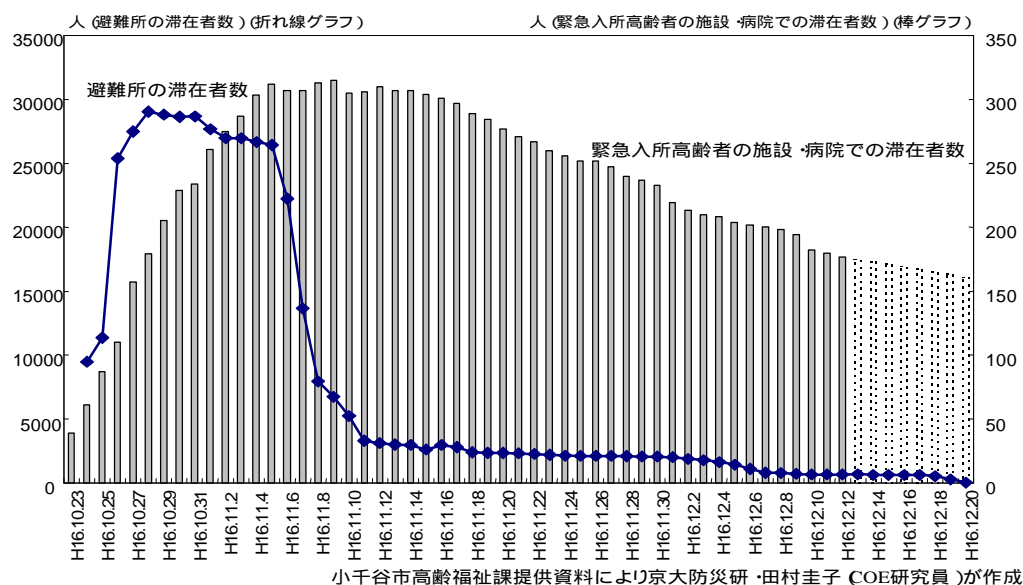
「2 - 1 災害時における福祉サービス関係業務の継続」関係

< 参考 >

新潟県中越地震では、要介護認定者の介護度はそれほど変動しないものの、その家族による介護の困難性、ライフラインの停止等、要介護認定者の周囲の環境が急激に変化し、その結果、介護保険関係施設への緊急入所や病院への入院が増加している。そのため、ケアマネジャーは発災直後、在宅の要介護認定者の居住環境等を速やかに確認し、緊急入所等の措置や、福祉避難所への避難等の判断を実施することが求められている。そして、市町村の介護保険制度担当部局は、受入可能施設等に関する情報提供により、ケアマネジャーによる活動を支援する必要がある。

一方、新潟県中越地震の際には緊急入所等の状況が継続する傾向にあったため、家族等の自助や近隣の共助とともに、住環境の早期復旧により、定員超過状態の早急な解消に努めていくことが重要となっている。

新潟県中越地震・小千谷市における「緊急入所高齢者の施設・病院での滞在者数」と「避難所の滞在者数」の比較



「 3 - 2 要援護者情報の積極的な収集・共有」関係

<参考>

個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、国民一人ひとりの利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要となっている。

そのような観点から、内閣府の国民生活審議会・個人情報保護部会・部会長代理でもある藤原静雄筑波大学大学院教授は、福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについて、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益になるとき」である旨示されている。また、同意を得ることが困難な要援護者については、緊急避難として利用し、要援護者本人からの利用停止等の請求制度を活用して対応することを検討すべきである旨示されている。同時に、提供される側の守秘義務の仕組みを構築しておくべきである旨も示されている。

市町村は、このような趣旨を踏まえた上で、要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。

「 3 - 3 市町村を中心とした取組の更なる促進」関係

< 参考 >

17年12月からの記録的な大雪により、雪下ろしに伴う死傷者が高齢者を中心に全国的に多数発生していることから、上越市では、町内会による高齢者、障害者、母子家庭等の要援護世帯（約3,200世帯）の安否確認と除雪状況等の把握活動を積極的に支援するため、町内会からの申請に基づき、利用目的以外の利用はしないこと、町内以外への持ち出しはしないこと、複写はしないこと、の3点を条件に、要援護世帯の個人情報を町内会へ提供することとした。提供期間は上越市大雪災害対策本部が設置されている間とし、提供期間終了後、速やかに提供した情報の全てを返却することを求めており、提供する情報の取扱の適正を期すための確約書を町内会長から提出させている。

なお、同市個人情報保護条例では、人の生命又は身体の保護の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、保有個人情報の目的外利用や外部提供を行うことが認められており、実施後は速やかに個人情報保護審議会へ報告することとされている。このたびの対応は、このような規定に基づいて、積極的に対応したものである。

17年度の大雪の状況を鑑みるに、要援護者の支援に関する上越市の取組は評価できるものであり、豪雪地帯における他の市町村にも参考になるものと思われる。